

秋田市地産地消推進店認定事業実施要綱

〔平成29年 8 月 28 日〕
市 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内産農産物等を積極的に取り扱う小売店および飲食店を秋田市地産地消推進店（以下「推進店」という。）として認定することにより、地産地消推進の取組を一般に周知し、市内産農産物等の生産の振興および消費の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内産農産物等 市内で生産された農産物、市内で飼育された畜産物、市内の係留所等に水揚げされた水産物およびこれらの加工品ならびに県内で生産された農産物、県内で飼育された畜産物および県内で水揚げされた水産物を市内で加工したものをいう。
- (2) 小売店 市内に所在するスーパーマーケット、八百屋、農産物直売所等の農産物等を販売する店舗をいう。
- (3) 飲食店 市内に所在するホテル、旅館、割烹、すし店、レストラン、居酒屋等の対価を得て料理等を提供する店舗をいう。

(認定の申請)

第 3 条 推進店の認定を受けようとする小売店および飲食店（以下「申請者」という。）は、秋田市地産地消推進店認定申請書（様式第 1 号）および秋田市地産地消推進店認定申請明細書（様式第 2 号）（以下「申請書」と総称する。）を市長に提出するものとする。

(認定の基準)

第 4 条 推進店の認定の基準は、別表に定めるとおりとする。

(認定の決定等)

第5条 市長は、第3条の規定による申請書の提出があったときは、前条に規定する認定基準に適合するか審査し、当該申請書の提出があった日から30日以内に認定の可否を決定し、秋田市地産地消推進店認定結果通知書(様式第3号)により、当該申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により推進店として認定した申請者に対し、秋田市地産地消推進店認定証(様式第4号)を交付し、地産地消の推進のための資材を貸与するものとする。

(認定の期間)

第6条 認定の期間は、認定した日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

(認定の更新)

第7条 推進店は、認定の期間の満了後も引き続き認定を受けようとする場合は、認定の期間の末日までに、秋田市地産地消推進店認定更新届(様式第5号)に秋田市地産地消推進店実績報告書(様式第6号)および秋田市地産地消推進店実績報告明細書(様式第7号)(以下「報告書」と総称する。)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、引き続き認定することが適当と認めるときは、更新するものとする。

3 前項の規定により更新した場合の認定の期間は、第6条の規定による認定の期間の末日から起算して3年間とする。

(認定証の掲示等)

第8条 推進店は、店内のよく見える場所に認定証を掲示するとともに、市から貸与された資材を活用して、積極的に市内産農産物等の販売および活用の促進に努めるものとする。

(市の支援)

第9条 市長は、推進店に関する情報を市のホームページ、広報誌等の媒体を利用し市民、観光客等への周知に努めるものとする。

2 市長は、推進店の認定に当たり、推進店がブランドネーム「農家のパーティ」を使用することを認めるものとする。

3 市長は、推進店の認定に当たり、推進店が「農家のパーティ」のロゴマークを使用することについて、別に定めるところにより認めるものとする。

(調査)

第10条 市長は、推進店に対して認定の基準を満たしているかについて、随時調査することができる。

(実績報告)

第11条 推進店は、認定を受けた期間における活動の実績について、毎年度の末日までに報告書を市長に提出するものとする。

(認定の辞退)

第12条 推進店は、廃業等によりその営業を終了したときその他認定を辞退しようとするときは、秋田市地産地消推進店認定辞退届（様式第8号）により市長に届け出るとともに、認定証および市から貸与された資材を返還するものとする。

(認定の取消し)

第13条 市長は、推進店が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 別表に定める認定の基準を満たさなくなったとき。

(2) 前条の規定により認定の辞退の届出があったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、認定を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、秋田市地産地消推進店認定取消通知書（様式第9号）により、その旨を通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた推進店は、認定証および市から貸与された資材を返還しなければならない。

(事故、苦情等の処理)

第14条 推進店は、認定内容等に関して苦情があったときは、速やかに自己の責任において必要な措置を講じるとともに、市長にその旨を報告するものとする。

(市の賠償責任)

第15条 推進店において発生した食中毒、異物混入、食物アレルギーその他の事故等により消費者が被った損害については、市はその責めを負わないものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。